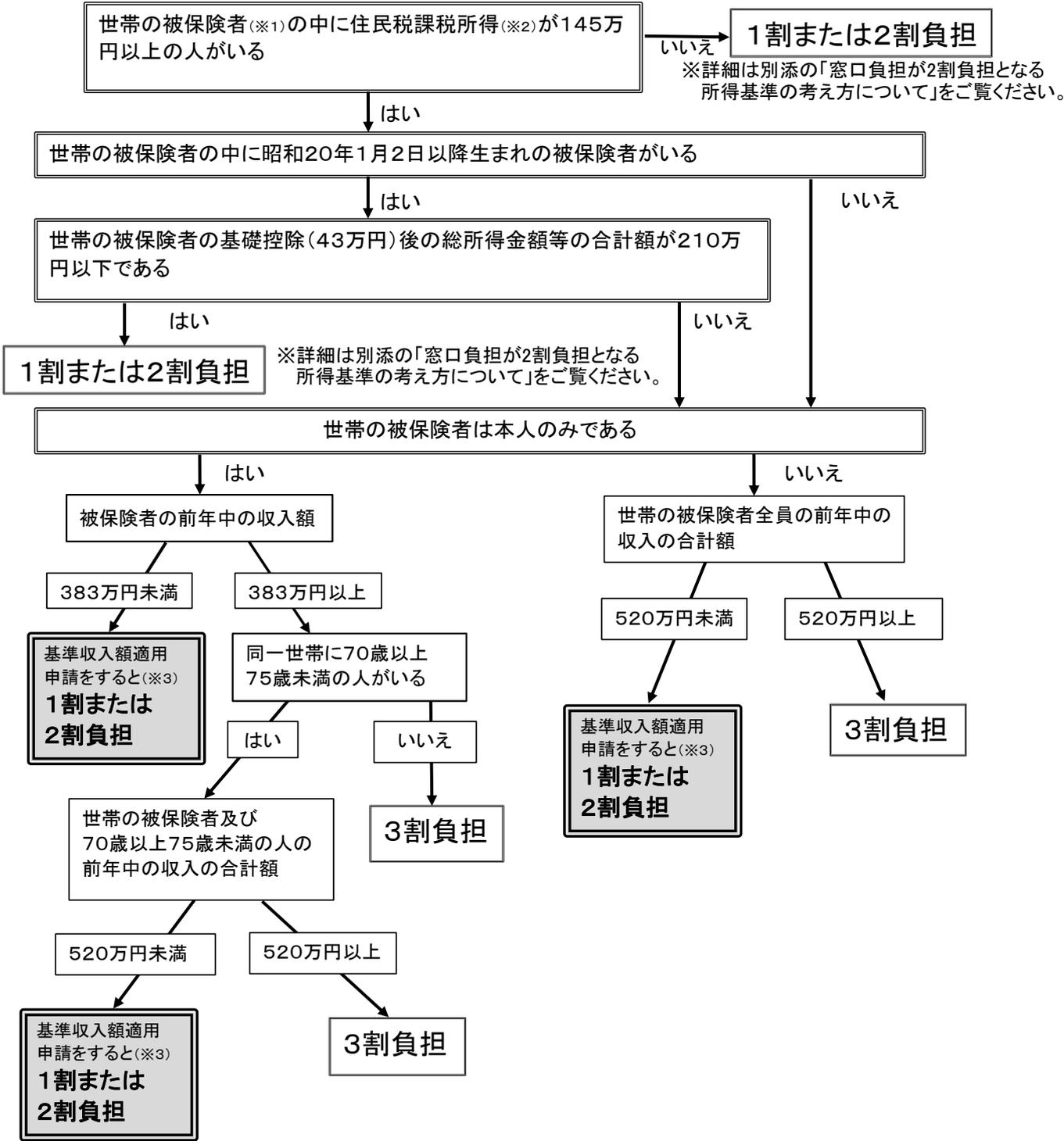


# 基準収入額適用要件 (8月～翌年7月の自己負担割合)



(※1)この表の被保険者とは、後期高齢者医療被保険者のことです。

(※2)「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(収入から、給与所得控除や年金所得控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

(※3)令和4年1月から市で基準収入額適用申請における判定収入の確認ができる場合、申請書の提出によることなく職権により一部負担金を変更できることになりました。

※「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※基準収入額適用申請後、所得及び世帯構成等の変更があった場合は、改めて負担割合の判定をします。